

平成31年度 桐生市立川内中学校 部活動方針

平成31年4月

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部 8部、文化部 1部を設け、それぞれ顧問教師 1名以上（2名が望ましい）、生徒に部長、副部長各 1名をおく。

【運動部】 野球部、陸上部、サッカー部、ソフトテニス部、バスケットボール部、バレーボール部、卓球部、バドミントン部

【文化部】 美術部

(特設部) 中体連に加盟する競技種目のうち、本校に設置されていない競技について学校外で(個人で)継続的に活動しており中体連が主催する大会への出場を希望する場合、校長がその活動状況や当該生徒の学校生活の様子を確認した上で大会への出場を認める。

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

・週 2 日以上（平日に 1 日と土・日曜日のいずれか 1 日は必須）の休養日を設定する。原則、月曜日はノー部活デーとする。

（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

② 長期休業中の休養日の設定

・土・日曜日は休養日とする。また、学校閉庁日は部活動を行わない。

・生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。（詳細は各部活動ごとの活動計画による）

※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③ 活動時間

合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では 2 時間的で練習を終える。

学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3 時間程度で活動を終える。

	45月	67月	89月	10月	11前半	11後半	12月	1月前半	1月後半	2月	3月前半	3月後半
活動終了時刻	17:45	18:15	17:45	17:30	17:15	17:00	17:00	16:45	17:00	17:15	17:30	17:45
最終下校時刻	18:00	18:30	18:00	17:45	17:30	17:15	17:15	17:00	17:15	17:30	17:45	18:00

④朝練習

- ・放課後に十分な練習(時間・場所等)が確保できる場合は、原則として行わない。
- ・実施する場合は、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等に配慮するとともに、教職員の共通理解を図り、家庭との連携を密にして生徒の自発的発想から、希望者のみを対象として実施する。

○活動時間 7 : 4 0 ~ 8 : 1 0 (登校は7 : 3 0以降)

3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。ただし、集める場合は、必要最低限とし、金額については保護者の理解を得た上で決定する。その際、帳簿を作成し、年度末に会計報告をする。

4 部活動への入部・退部等

(1) 入部

担任から入部届用紙を受け取り、必要な手順を経て部活動顧問に提出する。

○1年生の加入の手順

- ①部活動説明会を聞き、体験入部(仮入部)をする。
- ②担任から入部届用紙を受け取り、必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ③担任に入部届を提出し、担任の承諾印をもらう。
- ④保護者印、担任印の押印された入部届を部活動顧問に提出する。

○2、3年生の加入の手順

- ①担任から入部届用紙を受け取り、必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
- ②担任に入部届を提出し、担任の承諾印をもらう。
- ③保護者印、担任印の押印された入部届を部活動顧問に提出する。

(2) 退部

退部を希望する生徒は、担任及び部活動顧問と相談した後に、顧問から退部届用紙を受け取り、担任と保護者の承諾を受け、それぞれに押印してもらい、退部届を顧問に提出する。

(3) 転部、休部

転部を希望する場合は、「退部」及び「入部」の所定の手続きを経ることとし、事情があつて休部する場合は、担任、部活動顧問、保護者と十分話し合つて、その後の対応を見通した上で判断する。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 部活動検討委員会

学校として適切かつ望ましい部活動としていくために、教員と保護者の代表などで構成する部活動検討委員会を設置し、定期的に部活動に関する評価を行い、活動の見直し・改善に役立てる。委員会の構成メンバーは、教員と保護者の代表、学校評議員等とする。

(2) 活動計画書及び実績報告書

部活動顧問は、効果的かつ効率的な活動となるように、各部活動方針を作成するとともに、定期的に活動計画書を策定し、校長に提出する。併せて保護者にも提示し、理解と協力を得られるようにする。

部活動顧問は、定期的に活動実績書を校長に提出する。校長は活動内容を把握し、生徒にとって安全かつ適切な活動となるように指導・是正を行う。

○活動計画書 … 活動時間、活動場所、大会名、練習試合の予定等

○実績報告書 … 計画に対する実際の活動状況等

7 その他

(1) 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理に努め、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底し、文部科学省、スポーツ庁、群馬県教育委員会、桐生市教育委員会のガイドライン、指針、方針に沿った活動を行うこと。

(2) 本校における部活動・適正規模の『めやす』等

① 設置数のめやすについて

各部活動を安全かつ適切に運営するには、各部の顧問を複数体制とすることが望ましいと考える。本年度の本校の教諭数は14人であることから、顧問2人体制を基本とした場合に望ましい部活動の規模は7つとなる。

現状では、前年度までの部活動数を引き継いでおり9部設置しているため、1人顧問の部活動もある。今後も続く生徒数の減少に伴い、教諭数のさらなる減少が見込まれているので、設置部数を減らして、顧問2人体制で運営できる規模への縮小が急務となっている。

そこで、川内中学校区内の小学生のスポーツ環境や本校の運動場（校庭、屋内）の状況等を勘案し、今後、段階的に部活動数を適正規模に縮小していきたい。